

個人住民税課税に関する事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）概要版

I 基本情報

記載項目	個人住民税課税に関する事務
事務の内容	① 申告等情報（寄附金税額控除申告書，家屋敷課税申告書等含む。）の受理 ② 他自治体等から本市への調査回答，本市から他自治体等への税務調査実施 ③ 個人住民税の賦課決定・賦課更正及び住民・給与支払者・年金支払者への税額通知の発送 ④ 住民登録外の課税（以下「住登外課税」という。）に伴う他自治体への通知 ⑤ 個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定，並びにその通知 ⑥ 住民・給与支払者等からの各種申請・届出書（給与所得者異動届出書等）の受理 ⑦ 他自治体が課税したことが判明した場合の資料回送 ⑧ 賦課情報に基づく所得・課税証明書の発行 ⑨ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報の提供・照会
使用するシステムの名称	市税システム（個人住民税），市税システム（税宛名管理），e L T A X ・国税連携システム，共通基盤システム（庁内連携システム），団体内統合宛名システム，中間サーバ，証明書コンビニ交付システム，課税ファイリングシステム，住民基本台帳ネットワークシステム，申告受付・国税データ取り込みシステム，市税システム（収納管理）
特定個人情報ファイルを取り扱うメリット	・ 自治体間の資料回送の正確性の向上，効率化 ・ 課税ミス，二重課税の防止 ・ 添付書類（所得証明書等）の省略による住民の負担軽減
個人番号利用の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・ 第9条第1項 別表の24の項 ・ 第9条第1項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
評価担当部署	理財部 市民税課

II 特定個人情報ファイルの概要

記載項目	個人住民税課税に関する事務
特定個人情報ファイルの名称	個人住民税課税ファイル
記録する項目	個人番号，その他識別情報（内部番号），氏名，性別，生年月日，住所，連絡先，国税関係情報，地方税関係情報，年金関係情報，障害者福祉関係情報，生活保護・社会福祉関係情報
特定個人情報の入手	給与支払報告書，年金支払報告書，市民税・県民税申告書，確定申告書等により入手
特定個人情報の使用	個人住民税の賦課
ファイルの取扱いの委託	有（宇都宮市市税システム構築・保守等包括業務，申告等情報データ入力業務，証明書コンビニ交付システムのサービス利用，課税ファイリングシステムの保守業務）

特定個人情報の提供・移転 【提供】他市町村等他機関への情報のやり取り 【移転】本市庁内他課への情報やり取り	【提供】 ① 提供先：番号法第１９条第８号に基づく主務省令第２条の表に定める情報照会者（厚生労働大臣，都道府県知事，市町村長等の他機関） ② 提供する情報：番号法第１９条第８号に基づく主務省令における地方税関係情報（所得，控除，扶養情報 等） ③ 提供方法：情報提供ネットワークシステム 等 【移転】 ① 移転先：本市庁内の他部署（保育課，保険年金課 等） ② 移転する情報：個人住民税課税関係情報（所得，控除，扶養情報 等） ③ 移転方法：共通基盤システム（庁内連携システム） 等
特定個人情報の保管・消去	【保管場所】 ① 本市における措置：紙媒体，電子媒体の施錠保管 等 ② e L T A X ・国税連携システムにおける措置：端末の施錠管理 等 ③ 中間サーバ・プラットフォームにおける措置：データセンターへの入館及び情報システム室への入室管理 等 ④ 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置：入退室の生体認証管理 等 ⑤ ガバメントクラウドにおける措置：サーバ等の保有管理，セキュリティ対策はクラウド事業者において実施し，特定個人情報は当該事業者が管理するデータセンター内に保存 等 【消去方法】 ① 本市における措置：記録媒体上の情報が復元できない状態にした上での廃棄，保存期間の経過をシステムで判別し廃棄 等 ② 中間サーバ・プラットフォームにおける措置：本市の操作によってのみ消去実施 等 ③ 証明書コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置：最新情報のみ保管するため，消除された税情報は自動消去 ④ ガバメントクラウドにおける措置：本市の操作によってのみ消去実施 等

Ⅲ 特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策

記載項目	個人住民税課税に関する事務
特定個人情報の入手の際のリスク	・ 個人番号カード等による厳格な本人確認 ・ 申告等様式は必要な情報のみ記入する様式の使用 ・ 受付窓口への衝立の設置，窓口から待合スペースの適当な距離の確保など，提出書類等が見えない配慮 等
特定個人情報の使用の際のリスク	・ 事務に必要な情報へのアクセスをシステム上で制限 ・ システム利用時のユーザＩＤ（職員番号）と生体認証（指静脈）による認証 ・ アクセス記録やシステムで実施した作業について記録 ・ 情報セキュリティに関する研修の実施 ・ 持出操作ができないようファイルの複製をシステム上で制御 等
特定個人情報ファイルの取扱いの委託の際のリスク	・ 委託業者に誓約書，業務従事者届等の提出，セキュリティ等に関する社員教育の実施状況の確認を義務付け ・ 特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している。 ・ 個人情報の適正な取扱いについて，委託契約書の特記事項として規定 等
特定個人情報の提供・移転に関するリスク	・ 特定個人情報の提供については，番号法で定められた特定個人情報のみを入手・提供ができる情報提供ネットワークシステムを使用し，提供 ・ 特定個人情報の移転については，法令上の根拠に基づく情報のみ自動で連携できる庁内連携システムを構築・使用し，移転（随時で情報を移転する際は，決裁行為を経た上で実施） 等

特定個人情報の保管・消去に関するリスク	宇都宮市情報セキュリティ対策基準に基づく対策 ・ 情報システム室への入室はＩＣカードと生体認証等を実施 ・ パソコン等の端末は施錠できる場所へ保管 ・ 不正プログラム対策ソフトウェアの利用 ・ システムと外部インターネットとのネットワークを分離 ・ 保管期間を経過した情報はシステム判別により廃棄 等 委託契約により規定 ・ データセンターへの入室は生体認証等を実施 ・ 停電によるデータ消失防止のための無停電装置・自家発電装置の設置 ・ 火災によるデータ消失防止のための新ガス系消化設備の設置 ・ データセンターは震度７対応の耐震・免震構造 ・ ２４時間３６５日体制でのシステム監視 ・ ウイルス対策ソフトの常駐 ・ 厳重な通信制限 ・ 不正アクセス対応の定期的ログ確認 ・ データ送信における専用回線の使用及び通信の暗号化 等 ガバメントクラウドにおける措置 ・ サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、認可された者だけがアクセスできるよう入退室管理を実施 ・ 国及びクラウド事業者がデータにアクセスできないよう制御 ・ 運用管理補助者による動作等のモニタリング及びログ管理の実施 ・ クラウド事業者による２４時間のセキュリティ対策やウイルス対策ソフトの導入 ・ システム構築環境は閉域ネットワークで構成 等
---------------------	---

IV
その他のリスク対策

記載項目	個人住民税課税に関する事務
監査	本市における措置 ・ 定期的に内部監査を実施し，結果を踏まえて体制や規定を改善 ガバメントクラウドにおける措置 ・ 政府情報システムのセキュリティ制度に基づき，クラウド事業者は定期的に監査機関による監査を行う